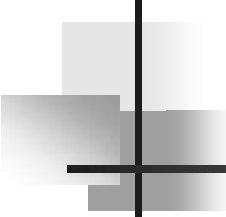


郵政民営化に伴う郵便貯金事業及び簡易生命保険 事業等に関する競争政策上及び独占禁止法上の考 え方について

平成18年10月18日
公正取引委員会



構成

1. 公正取引委員会の基本的な考え方
 - (1) 公正取引委員会の理念
 - (2) 公正取引委員会の役割
 - (3) 郵政民営化に関する基本的な考え方
2. 競争政策上の考え方
 - (1) 郵便局網の特徴
 - (2) 郵便局網の利用の在り方
3. 独占禁止法上の考え方
 - (1) 不公正な取引方法
 - (2) 事業支配力の過度集中
4. まとめ

1. 公正取引委員会の基本的な考え方

(1) 公正取引委員会の理念

- 公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させることにより、価格のみならず、商品・サービスの多様性の観点からも、一般消費者の利益の確保を目指している。

【独占禁止法第1条】

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、(中略)一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

1. 公正取引委員会の基本的な考え方

(2) 公正取引委員会の役割①

- 公正取引委員会は、独占禁止法を執行して私的独占，不当な取引制限，不公正な取引方法等を禁止・排除することで，公正かつ自由な競争を確保している。

■ 私的独占

- 市場における有力な事業者が，新規参入事業者や既存の事業者を市場から排除し，又は，競争事業者や流通事業者などの事業活動を支配することで，市場における競争を実質的に制限すること。

■ 不当な取引制限（カルテル）

- 事業者間で商品・サービスの価格，供給数量，供給地域などを相互に制限する旨合意することで，市場における競争を実質的に制限すること（価格・数量カルテル，市場分割，入札談合等）。

■ 不公正な取引方法

- 公正な競争を阻害するおそれがある行為として，公正取引委員会が指定する行為のこと（取引拒絶，差別対価，排他条件付取引，抱き合わせ販売等）。

1. 公正取引委員会の基本的な考え方

(2) 公正取引委員会の役割②

- 公正取引委員会は、規制や制度により競争上の問題が生じている、又は生じる可能性がある市場の実態や競争状況を踏まえて、競争政策の観点からの意見を表明することで、公正かつ自由な競争を確保している。

【内閣府設置法第58条第8項】

各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

【競争状況の調査・提言の例】

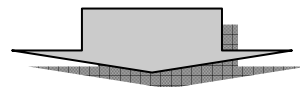
- ✓ ブロードバンドサービス等の競争実態に関する調査報告書(平成16年4月)
- ✓ 公益事業分野における相互参入について(平成17年2月)
- ✓ 電力市場における競争状況と今後の課題について(本年6月)

1. 公正取引委員会の基本的な考え方

(3) 郵政民営化に関する基本的な考え方

- 郵政民営化により、民営化後の各事業会社に対して、競争事業者と同じ規制の適用等が行われる旨規定されたことは、イコールフティング確保の観点から、大きな前進であると評価。
- 一方、
 - 信書便事業については、日本郵政公社の実質的な独占領域となっている
 - 郵便局網は、郵便事業等が国営で運営されてきた中で整備されたものであり公共性が高く民営化後もそれは同様であり、かつその規模は民間の銀行や生命保険会社の営業拠点網に比べて著しく大きい

こと等から、今後は、イコールフティングの確保を通じた公正かつ自由な競争の確保の観点から、制度運用面での慎重な検討が必要。



✓ 公正取引委員会は、郵便事業について、本年7月、報告書「郵政民営化関連法律の施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について」を作成・公表。

2. 競争政策上の考え方

(1) 郵便局網の特徴

- 郵便局株式会社の郵便局網は、以下の特徴を有する。
 - 郵便局網は、郵便事業等がこれまで国営で運営されてきた下で整備されてきた。
 - 郵政民営化後についても、郵便局につき、あまねく全国において利用されるよう設置すること等の特別の規定が置かれている。
 - このように整備された全国24,600局の郵便局網の規模は、民間の銀行や生命保険会社の支店等の営業拠点網に比べて著しく大きい。

	支店, 支社等	出張所, 支部等	代理店
三菱東京UFJ銀行	662	118	5
みずほ銀行	381	75	51
日本生命	117	1,699	6,984
住友生命	99	2,130	676
郵便貯金銀行	246	—	24,600
郵便保険会社	86	—	24,600

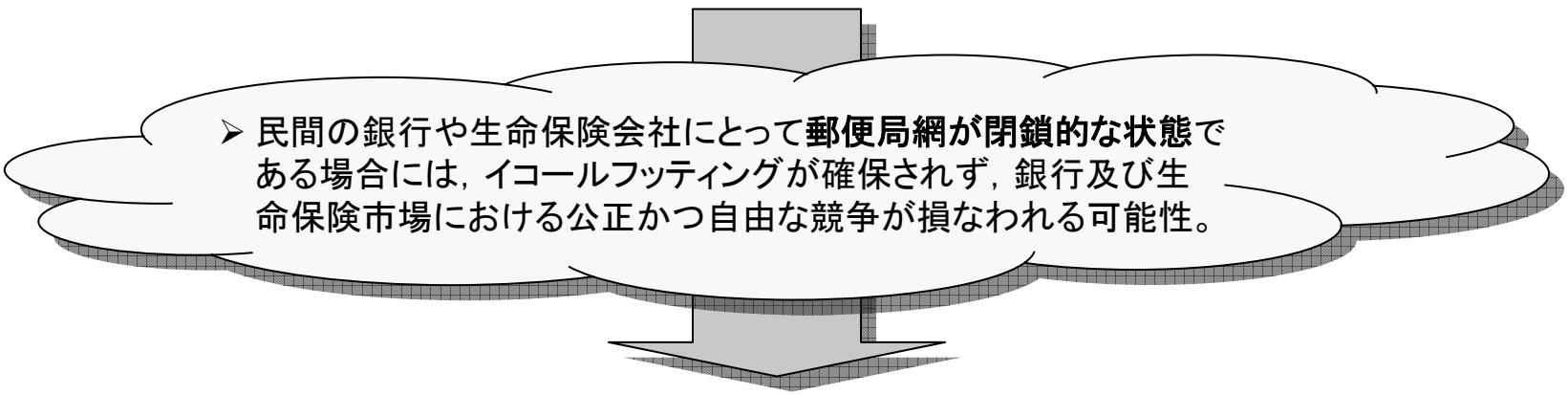
(注) 各営業拠点に係る計数は国内に関するものであり、また、各計数間には一部重複があり得る。

出所 全国銀行財務諸表分析(平成17年度決算)、生命保険統計号(平成17年度生保会社決算)
日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格(日本郵政株式会社)

2. 競争政策上の考え方

(2) 郵便局網の利用の在り方

- 郵便局網は公共性がある上、その営業上の重要性は高く、この利用態様いかんによっては、郵便貯金銀行及び郵便保険会社と民間の銀行や生命保険会社との間の競争に影響を及ぼす。
- 民営化後に、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務内容が拡大し競合分野が増加する場合には、その競争に及ぼす影響はより大きくなる。



➤ 民間の銀行や生命保険会社にとって郵便局網が閉鎖的な状態である場合には、イコールフットイングが確保されず、銀行及び生命保険市場における公正かつ自由な競争が損なわれる可能性。

民間の銀行や生命保険会社にとって、郵便局株式会社との代理店契約の締結等が郵便貯金銀行や郵便保険会社と同様に可能な状態であることが望ましい。

3. 独占禁止法上の考え方

(1) 不公正な取引方法(背景)

- 郵便事業株式会社, 郵便局株式会社, 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の間には, 密接な関係が存在する。

- 民営化前まで長年にわたり同一の事業者として事業活動をしてきた。
- 一定期間, 資本関係が続く。
- 民営化後も, 郵便局株式会社は, 郵便貯金銀行及び郵便保険会社との間で代理店契約等を締結することとされている。

- 郵便貯金銀行及び郵便保険会社から郵便局株式会社に支払われる手数料は, 郵便局株式会社の経常収益の約8割を占め, 有力な収入源になると想定される。

年度(平成)		19	20	21	22	23
経常収益(億円)		6,960	13,870	13,690	13,500	13,190
窓口委託 手数料	(郵便)	1,240	2,330	2,300	2,280	2,260
	(貯金)	3,210	6,470	6,510	6,560	6,450
	(保険)	2,380	4,800	4,600	4,390	4,200

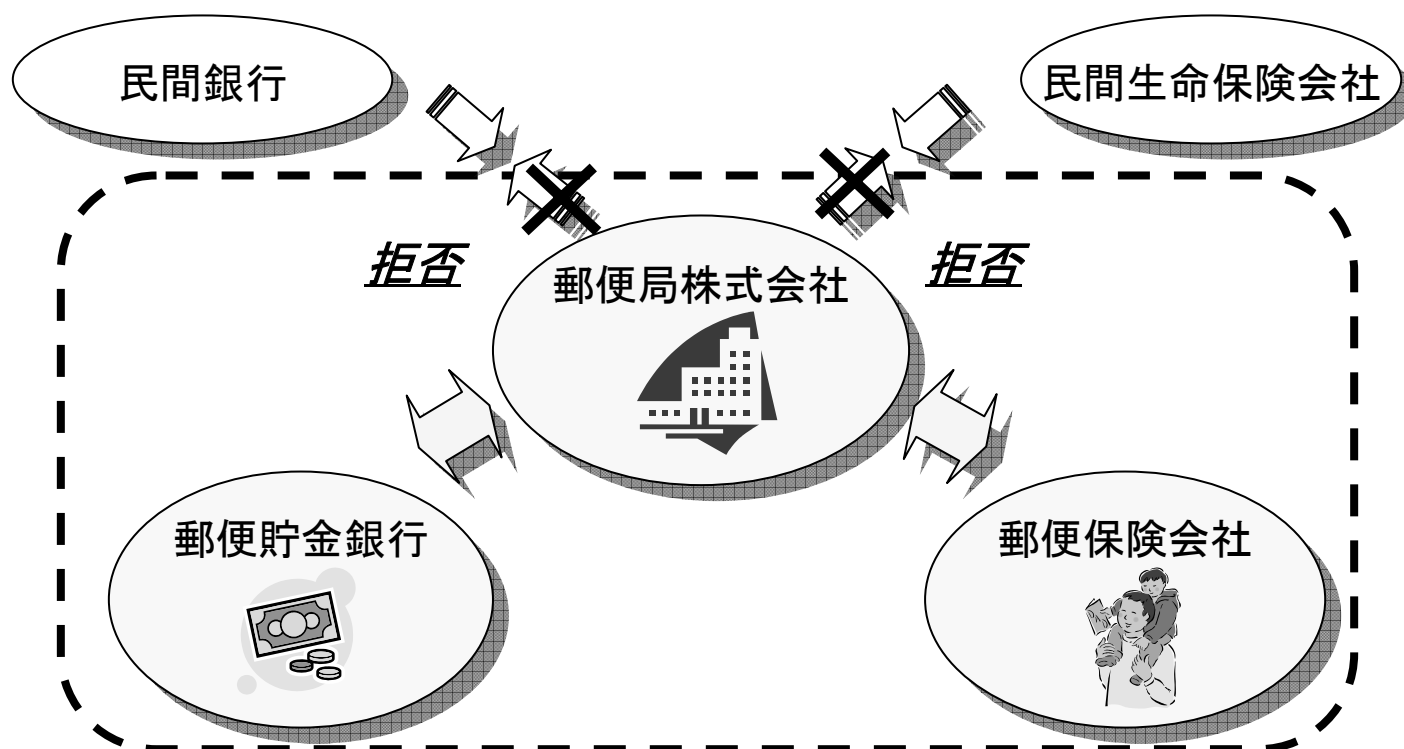
出所 日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格(日本郵政株式会社)

- このため, 個別判断を要するが, 郵便貯金銀行や郵便保険会社の新規業務が拡大していく中で, 例えば, 以下のような独占禁止法違反行為が考えられる。

3. 独占禁止法上の考え方

(1) 不公正な取引方法①

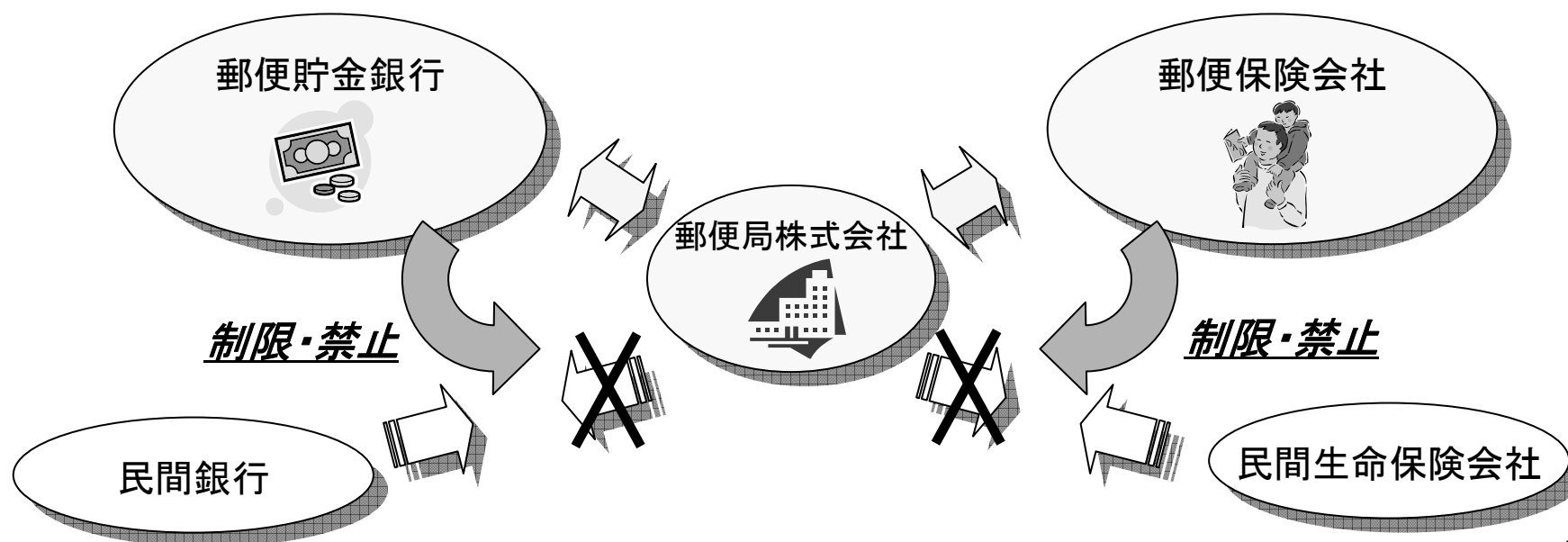
- 郵便局株式会社と郵便貯金銀行や郵便保険会社との間での密接な関係が存在することを理由に、郵便局株式会社が、郵便貯金銀行又は郵便保険会社と共同して、民間の銀行や生命保険会社と郵便局株式会社との代理店契約等の一部又は全部の締結を実質的に拒否する場合には、不公正な取引方法等に該当するおそれがある。



3. 独占禁止法上の考え方

(1) 不公正な取引方法②

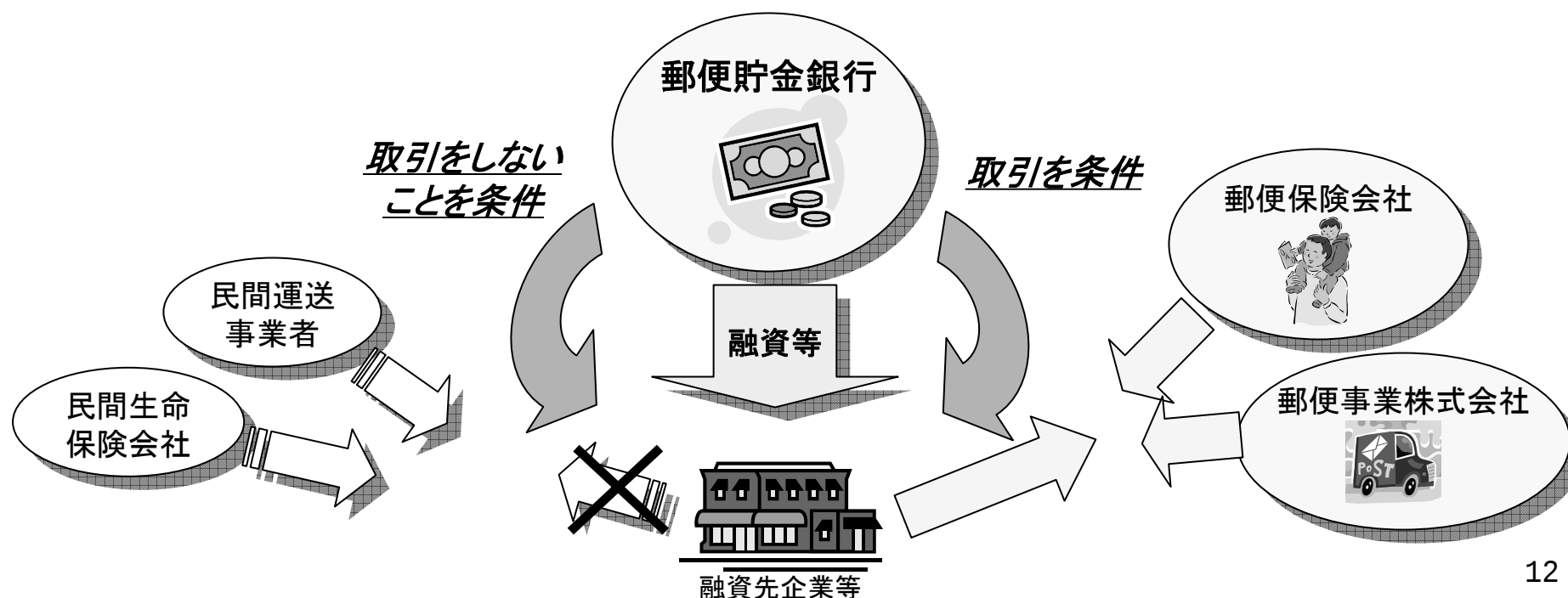
- 郵便貯金銀行や郵便保険会社からの手数料が郵便局株式会社の有力な収入源であることを背景に、郵便貯金銀行や郵便保険会社が民間の銀行や生命保険会社との競争上優位に立つために、郵便局株式会社に対し、民間の銀行や生命保険会社との代理店契約等の一部又は全部の締結を実質的に制限又は禁止する場合には、不公正な取引方法等に該当するおそれがある。



3. 独占禁止法上の考え方

(1) 不公正な取引方法③

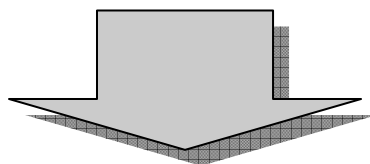
- 郵便局網の利用に係る問題だけではなく、郵便事業株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社間の密接な関係を背景に、各社が相互に新規事業等における利益を確保するために、特段の合理的理由なく、例えば、郵便貯金銀行が融資等の取引に際して、郵便事業株式会社若しくは郵便保険会社と取引をすること、又はその競争事業者との取引をしないことを条件とする場合には、不公正な取引方法に該当するおそれがある。



3. 独占禁止法上の考え方

(1) 不公正な取引方法(まとめ)

- 実際の行為が独占禁止法違反となるか否かについては、郵便局網の営業上の重要性や郵便貯金銀行又は郵便保険会社の新規業務の事業規模等も勘案の上、個別に判断されることとなるが、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の各事業活動については、不公正な取引方法等の独占禁止法違反のおそれがある。



不公正な取引方法等の独占禁止法違反行為を未然に防止するため、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社それぞれにおいて、関係法令の周知及びコンプライアンス体制の整備を行うことが必要。

3. 独占禁止法上の考え方

(2) 事業支配力の過度集中①

- 禁止事項：他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止。
- 趣旨：国民経済全体における特定の企業グループへの経済力の集中等を防止し，競争が行われる基盤を整備することにより市場メカニズムを十分に機能させる。
- 「事業支配力が過度に集中すること」とは？
 - 独占禁止法第9条第3項において，以下の要件1～3を満たすものが「事業支配力が過度に集中すること」として規定されている。

<要件1> (①～③のいずれか)

- ①会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと
- ②これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいことにより，国民経済に大きな影響を及ぼし，公正かつ自由な競争の促進の妨げとなること
- ③これらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていること

により，

<要件2>

国民経済に大きな影響を及ぼし，

<要件3>

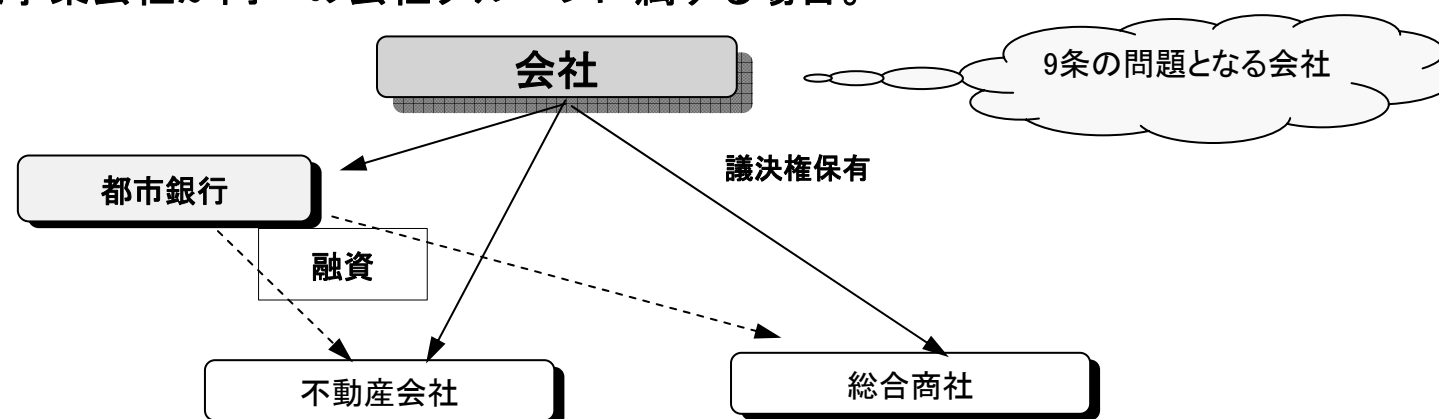
公正かつ自由な競争の促進の妨げとなること

3. 独占禁止法上の考え方

(2) 事業支配力の過度集中②

■ ②の類型の具体例

都市銀行のような融資等により他の事業者に対する影響力が著しく大きい金融会社と、大規模な一般事業会社が同一の会社グループに属する場合。



➤ 会社グループの範囲:「会社＋子会社(注1)＋実質子会社(注2)」

(注1) 会社がその総株主の議決権の過半数を有する(子会社が保有する分を含む。)他の国内の会社

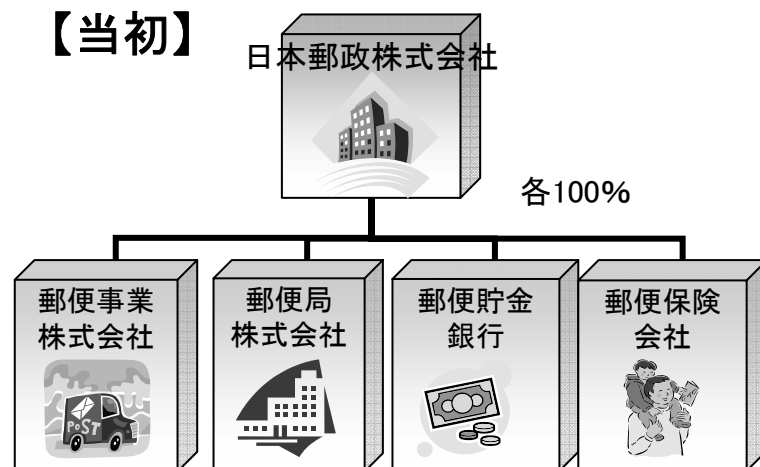
(注2) 会社の議決権保有比率(子会社が保有する分を含む。)が25%超50%以下であり、かつ、会社の議決権保有比率が最も高い(他に同率の株主がいる場合を除く。)他の国内の会社

3. 独占禁止法上の考え方

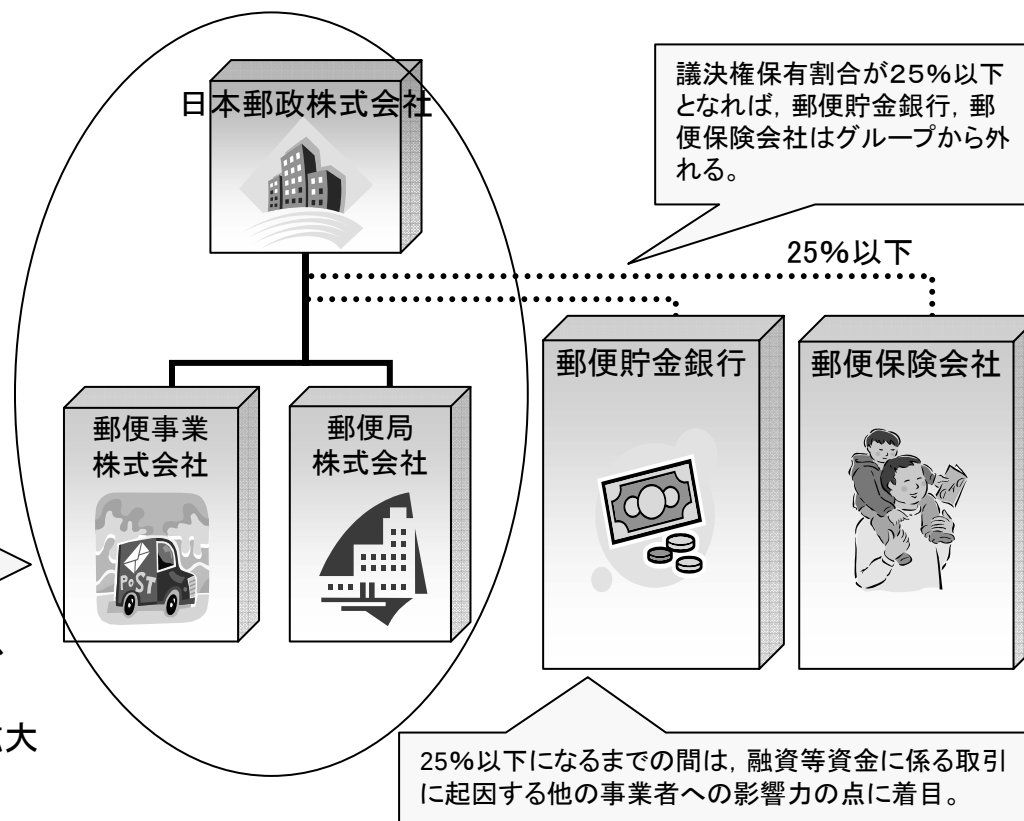
(2) 事業支配力の過度集中③

【移行期間におけるイメージ】

【当初】



【10年後】



○グループの状況

議決権保有は100%から完全処分へ向け減少

○事業能力

事業者向け融資業務は、認可された後には拡大

4. まとめ

- 郵便局網は、公共性が高く、その規模が著しく大きいこと等からその営業上の重要性が高い。
- このため、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の認可について検討する際には、銀行及び生命保険市場における公正かつ自由な競争を確保する観点から、
 - 民間の銀行や生命保険会社にとって、郵便局株式会社との代理店契約等の締結が郵便貯金銀行や郵便保険会社と同様に可能な状態になるのかどうか
 - 郵便事業株式会社，郵便局株式会社，郵便貯金銀行及び郵便保険会社それぞれにおいて、関係法令の周知及びコンプライアンス体制の整備が行われていくのかどうか

といった点を考慮することが必要である。